

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	健康増進法に基づく健康診査事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柴田町は、健康増進法に基づく健康診査事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

宮城県 柴田町長

公表日

令和8年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法に基づく健康診査事務
②事務の概要	健康増進法に基づき、健康診査及びがん検診等の実施に関する事務、検診結果等の管理、保健指導等を行う。また、番号法に基づき、検診結果等について情報連携を行う。 ＜情報連携の対象となる検診＞ 肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診
③システムの名称	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表139の項 ・第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康推進課 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45 0224-55-2160
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [☐] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発 [☐] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	リモートラーニング等による情報セキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②	所属長	所属長の役職名 課長	事前	
平成31年3月12日	II しきい値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数	平成26年6月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年4月22日	IV リスク対策	なし	項目新設	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	柴田町では健康増進法に基づき、町民の健康推進のための各種健康診査及び健康診査結果を基にした保健指導等を行っている。 以下の事務を適切に遂行するため特定個人情報ファイルを使用する。 ① 健康増進法に基づく各種健康診査(各種がん検診及び基本検診等)の実施 ② 各種健康診査結果情報の個人記録管理 ③ 検診結果による個別保健指導	健康増進法に基づき、健康診査及びがん検診等の実施に関する事務、検診結果の管理、保健指導等を行う。また、番号法に基づき、検診結果等について情報連携を行う。 ＜情報連携の対象となる検診＞ 肺がん検診、乳がん検診、胃がん検診、子宮頸がん検診、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・健康管理システム	(1)健康管理システム (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の76の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条		
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条	事前	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数	平成31年2月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事前	
令和6年3月29日	II しきい値判断項目 1.対象者人数、2.取扱者数	令和4年3月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法律上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表第一の76の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項 ・別表111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第54条	事後	番号法等改正による変更
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 ・別表第二の102の2の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条の表139の項 ・第141条	事後	番号法等改正による変更
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計測か	令和6年3月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目新設	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	IV リスク対策 10. 従業者に対する教育・啓発		項目新設	事後	様式改正による変更
令和7年3月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目新設	事後	様式改正による変更